

沼津市第一地区コミュニティ推進委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、沼津市第一地区コミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）と称し事務所を沼津市第一地区センター（以下「地区センター」という。）内に置く。

(目的)

第2条 委員会は、第一地区に居住する住民が相互の協力と信頼によって、健康で明るく、住みよい地域づくりを進めることにより、地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 住民相互の親睦に関すること。
- (2) 事業計画の策定と事業推進に関すること。
- (3) 関係行政機関及び各種団体との連絡調整に関すること。
- (4) 地区センターの有効な活用と円滑な運営に関すること。
- (5) その他委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、自治会その他各種団体の代表者並びに会長が必要と認めた者をもって組織する。委員会の運営を円滑に行うため、次の専門部を置く。

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| (1) 総務部 | (2) 交通安全部 | (3) 環境美化指導部 |
| (4) 社会福祉部 | (5) 教育文化部 | (6) 青少年育成部 |
| (7) 青少年補導部 | (8) 体育部 | (9) 防犯安全部 |
| (10) 防災指導部 | (11) 婦人部 | |

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|----------|-------|---------|-----|----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 若干名 | (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 常任委員 | 40名以内 | (5) 会計 | 1名 | (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、それぞれ第一地区自治会連合会正副会長をもって充てる。
- (2) 事務局長、会計及び監事は、それぞれ第一地区自治会連合会の事務局長、会計、監事をもって充てる。
- (3) 常任委員は、自治会長、各種団体長及び各代表者並びに自治会の推薦するもの、静岡県コミュニティカレッジ修了者の中から選出するものとする。

(役員の職務)

第7条 役員は、委員会の総意を尊重し、委員会の円滑なる運営を図る。

それぞれの任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、委員会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、委員会の事務局を掌理し、連絡調整などにあたる。
- (4) 常任委員は、会長の指示に基づき会務を執行する。
- (5) 会計は、委員会の会計事務を掌理し、監事は委員会の経理を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、一年とする。但し 再任を妨げないものとする。

2. 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第9条 委員会に、会長の推薦を得て顧問・相談役を置くことができる。

(会 議)

- 第 10 条 委員会の会議は、総会、幹事会、常任委員会及び専門部会とする。
2. 総会は、委員会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、第 4 条に規定する委員をもって構成する。
 3. 幹事会は、自治会長をもって構成し、自治会との連絡調整にあたる。
 4. 常任委員会は、第 5 条に規定する役員をもって構成し、議決事項に基づき会務を執行する。
 5. 専門部会は、各専門部をもって構成し、専門的事業の推進にあたる。

(招 集)

- 第 11 条 総会の開催は年一回とし、会長が招集する。但し 会長が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる。
2. 幹事会は、月一回の定例会の他、必要に応じて会長が招集する。
 3. 常任委員会は、月一回の定例会の他、必要に応じて会長が招集する。
 4. 専門部会は、必要に応じて各部長が招集する。

(議決事項)

- 第 12 条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告及び決算の承認に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算の承認に関すること。
 - (3) 委員会規約の改廃に関すること。
 - (4) 役員の選出及び承認に関すること。
 - (5) その他委員会の重要事項に関すること。
- 重要事項のなかで急を要するものは、常任委員会で決議執行し、次の総会で承認を受けることができる。

(成立要件並びに議長及び議決)

- 第 13 条 会議は、構成員の 2 分の 1 の出席をもって成立する。但し 止むを得ない事情で出席できないものは、委任状の提出により出席者の数に加えられる。
- 総会の議長は、委員の中から選出し、幹事会の議長は会長、常任委員会は副会長の中から互選とし、専門部会は各部長が議長となる。
- それぞれ会議における議決は、出席者の過半数の賛同による。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

(事務局)

- 第 14 条 委員会の事務を処理するために事務局を置く。
2. 事務局は、総務部があたり、会長の指示に従い事務を処理する。

(経 費)

- 第 15 条 委員会の経費は、市委託料、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第 16 条 委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(付則)

- この規約は、平成 8 年 12 月 12 日設定施行する。
- この規約は、平成 10 年 5 月 22 日一部改定施行する。
- この規約は、平成 17 年 5 月 19 日一部改正施行する。
- この規約は、平成 18 年 5 月 19 日一部改正施行する。
- この規約は、平成 23 年 5 月 19 日一部改正施行する。